

株式会社国際協力銀行
 総裁 前田 匡史 様
株式会社日本貿易保険
 代表取締役社長 黒田 篤郎 様

国際環境 NGO FoE Japan
「環境・持続社会」研究センター (JACSES)
メコン・ウォッチ

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮ガイドライン改訂に関する 追加論点の提出

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮ガイドライン改訂に関する追加論点を以下のとおり、提出させていただきます。ご査収いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

●JBIC 現行ガイドライン該当箇所

- 第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き (3) カテゴリ別の環境レビュー カテゴリ A
- 第 1 部 5. 当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開 (2) 情報公開の時期と内容 ② 環境レビュー時の情報公開
- 第 2 部 2. カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書

●追加論点

カテゴリ A に分類されるプロジェクトが当該国の環境アセスメントの手續制度の対象とならない場合においても、「第 2 部 2. カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の para 2 以降の要件を満たす環境社会影響評価報告書 (プロジェクトによっては異なる名称の場合もある) が作成され、JBIC/NEXI に提出されるべきである。また、JBIC/NEXI は当該文書を入手後、速やかにウェブサイトにおいて公開するべきである。

●NGO の考え方

- JBIC 現行ガイドラインでは、「第 2 部 2. カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の para 1 において、「当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない。」とのみ書かれているが、「当該プロジェクトがその対象とならない場合」に必要な措置についても明記するべきである。
- カテゴリ A のプロジェクトについては、「第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き (3) カテゴリ別の環境レビュー カテゴリ A」において、環境社会影響評価報告書の「提出を受けて、環境レビューを行う」ことが明記されていることから、当該国の環境アセスメント手續制度の対象とならない場合においても、環境社会影響評価報告書の提出が原則として求められている。
- カテゴリ A のプロジェクトについては、「第 1 部 5. 当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開 (2) 情報公開の時期と内容 ② 環境レビュー時の情報公開」において、「環境社会配慮確認のため借入人等から入手した環境社会影響評価報告書等の入手状況及び環境社会影響評価報告書等」を環境レビュー時に情報公開することが規定されている。
- **事例** : JBIC が融資を決定した LNG カナダプロジェクトにおいて、融資対象であったパイプライン建設が当該政府の EIA 作成を求める事業には該当しないとの理由で、同パイプライン建設に係る環境社会影響評価報告書に相当する文書は JBIC に提出されなかった。JBIC は事業者や現地政府へのヒアリングを通じて、ガイドラインに沿った必要な環境社会配慮が実施されていることを確認した

としているが、同パイプライン建設に関しては、環境社会影響評価報告書に本来であれば記載され、公開されるべき情報が、JBIC のウェブサイトで一切公開されないまま、融資の意思決定がなされた。当該国で EIA 作成が求められていない場合でも、カテゴリ A に分類されるプロジェクトについては、「第 2 部 2. カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の para 2 以降の要件を満たす文書が JBIC に提出されるべきであり、その文書を JBIC は公開すべきである。

以上